

様式第 1 号（第 3 条）

見 積 書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
留萌北部森林管理署長
荒川 和也 殿

（見積者）
住 所
商号又は名称
代表者氏名
（代理人）
氏 名

¥ _____

ただし、留萌北部森林管理署車庫軽量シャッター交換工事の代金
内訳は別紙「見積内訳書」のとおり

上記のとおり、見積依頼書、見積心得等記載事項を承知の上、見積りします。

（注意事項）

- 1 金額は円単位とし、アラビア数字をもって明記すること。
- 2 用紙の寸法は、日本産業規格 A 列 4 番とし、縦長に使用すること。

別紙

見 積 内 訳 書

留萌北部森林管理署車庫軽量シャッター交換工事

名称		規格	数量	単位	単価	金額
1	工事費					
	1号車庫軽量シャッター交換	カスケードガレージ仕様				
	手動軽量シャッター	右側、W2,610 H2,000	1.00	連		
	工事費		1.00	連		
	取外し（産廃処理）	マニフェスト要	1.00	連		
	搬入費		1.00	式		
	2号車庫軽量シャッター交換	カスケードガレージ仕様				
	手動軽量シャッター	右側、W2,610 H2,000	1.00	連		
	工事費		1.00	連		
	取外し（産廃処理）	マニフェスト要	1.00	連		
	搬入費		1.00	式		
	5号車庫軽量シャッター交換	カスケードガレージ仕様				
	手動軽量シャッター	W3,610 H2,000	1.00	連		
	工事費		1.00	連		
	取外し（産廃処理）	マニフェスト要	1.00	連		
	搬入費		1.00	式		
2	諸経費		1.00	式		
	合 計	見積書金額（税抜）				

様式第2号（第3条）

委 任 状

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

- 1 見積年月日 令和 年 月 日
- 2 件 名 留萌北部森林管理署車庫軽量シャッター交換工事
- 3 見積書提出に関する一切の件

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

分任支出負担行為担当官
留萌北部森林管理署長
荒川 和也 殿

様式第3号（第3条）

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- （1） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （2） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （3） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （4） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- （5） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- （1） 暴力的な要求行為を行う者
- （2） 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- （3） 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- （4） 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- （5） その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、見積書の提出をもって誓約します。

様式第4号（第3条の2）

辞 退 届

年 月 日

分任支出負担行為担当官
留萌北部森林管理署長
荒川 和也 殿

（見積者）
住 所
商号又は名称
代表者氏名
（代理人）
氏 名

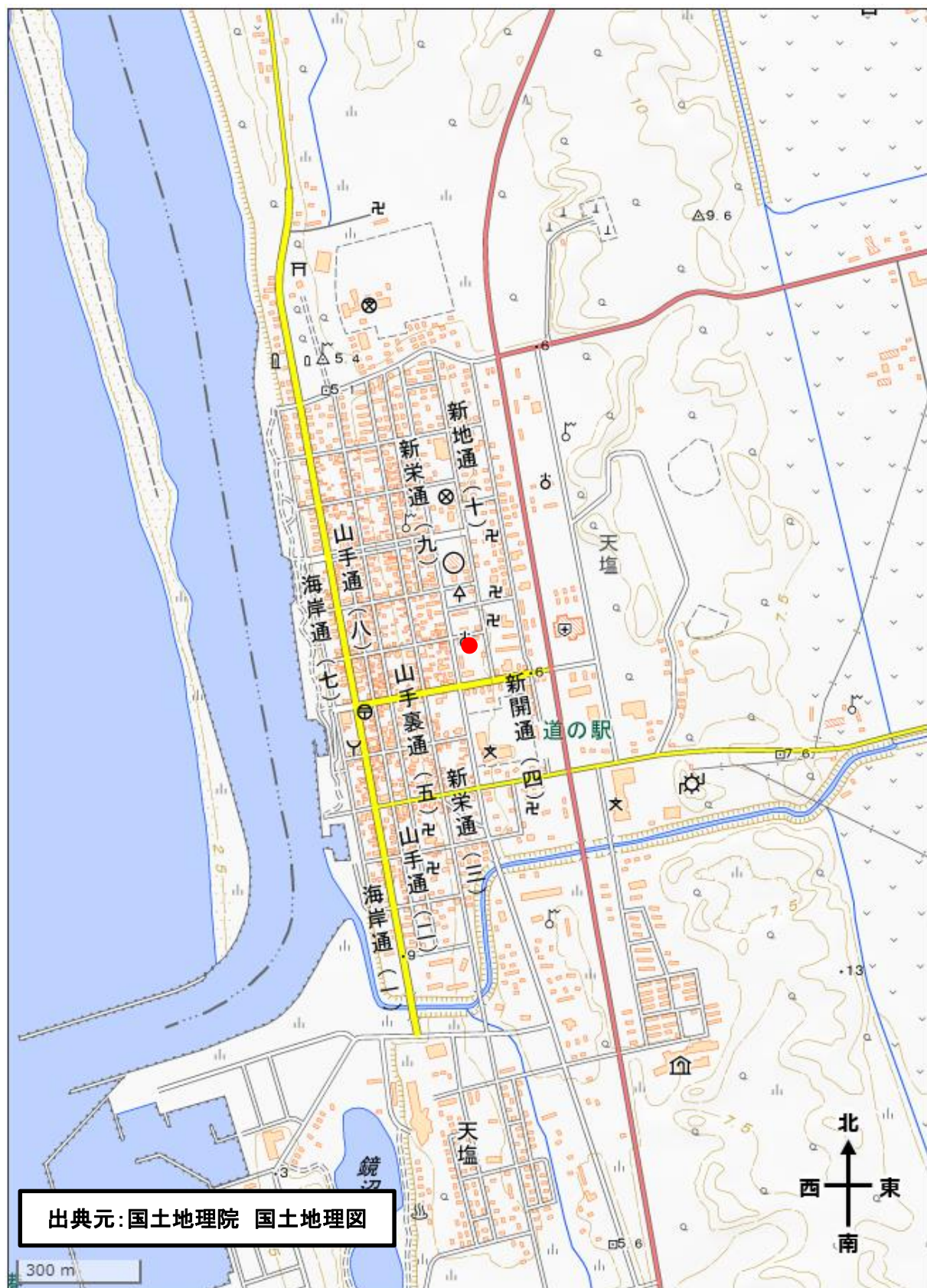
件 名 留萌北部森林管理署車庫軽量シャッター交換工事

上記について、都合により見積りを辞退します。

（注意事項）

用紙の寸法は、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用すること。

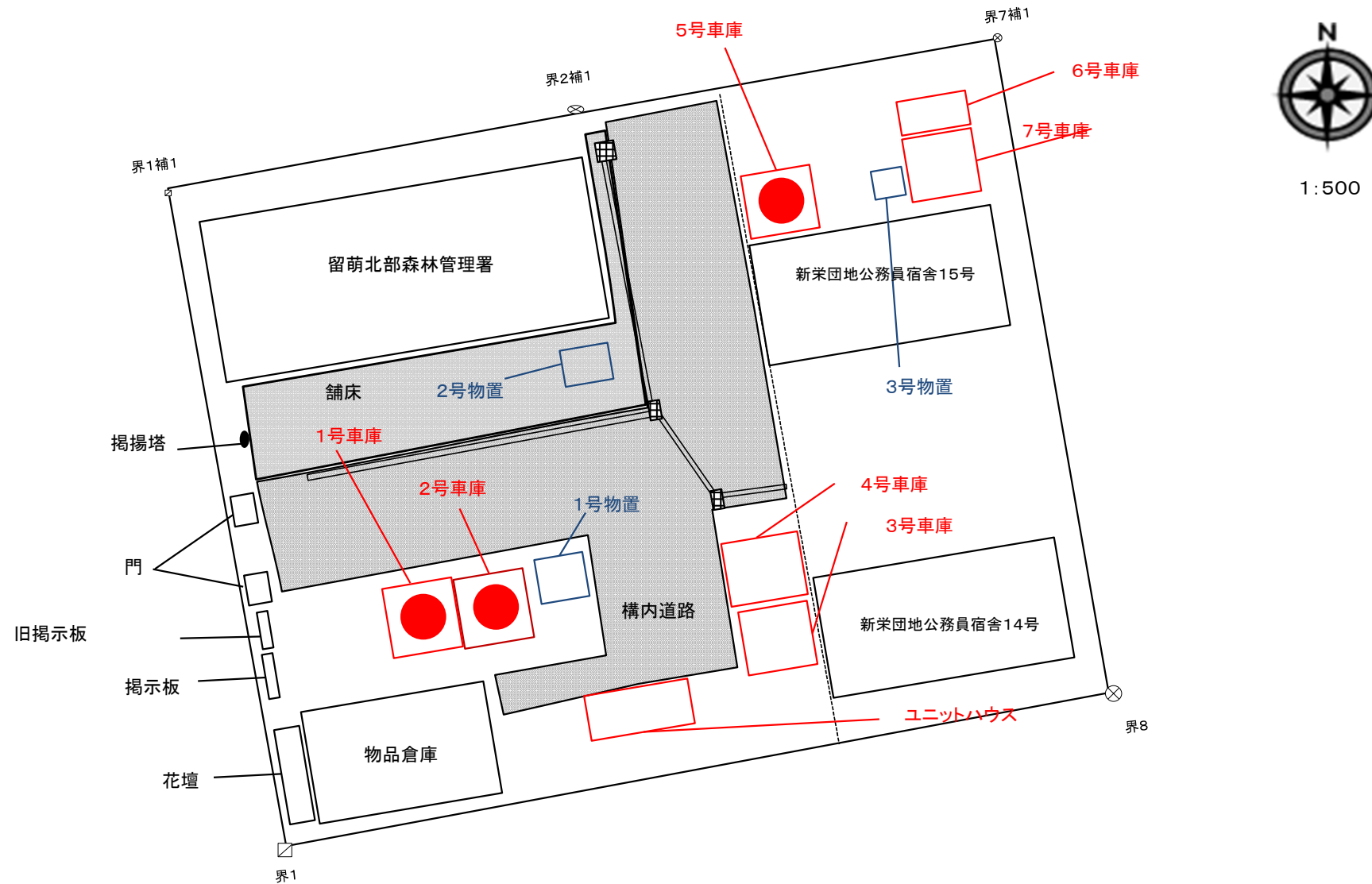
案内図



工事場所: 留萌北部森林管理署

住所: 北海道天塩郡天塩町新栄通6丁目

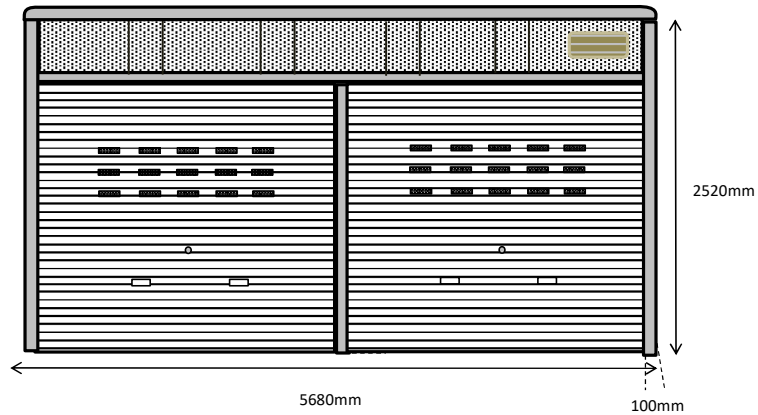
配置図



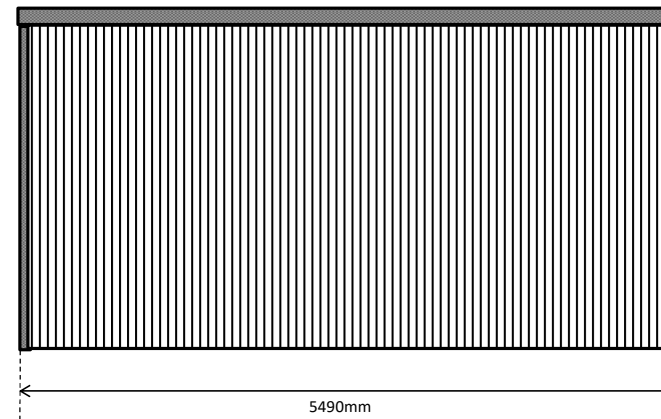
工事場所: 留萌北部森林管理署
住 所: 北海道天塩郡天塩町新栄通6丁目

図面 1

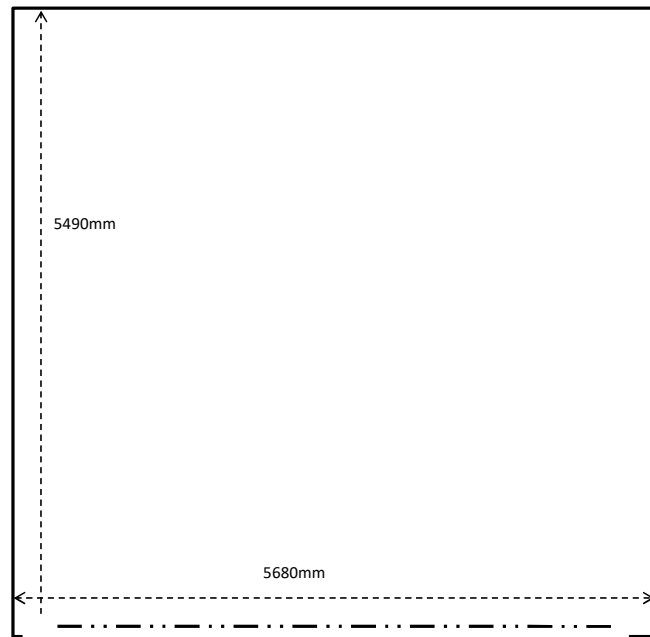
正面図



側面図



平面図

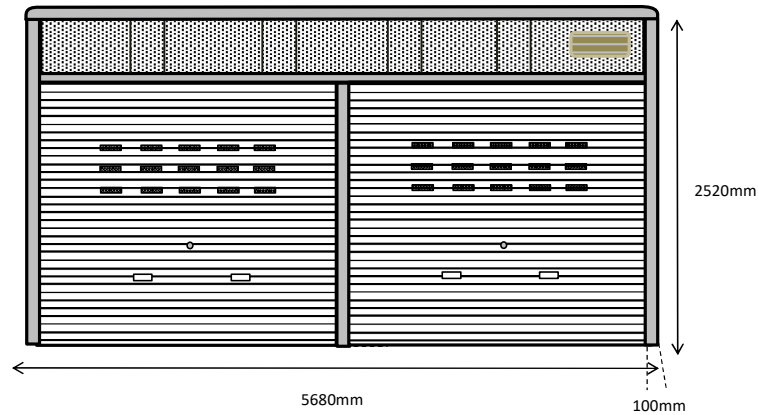


正面

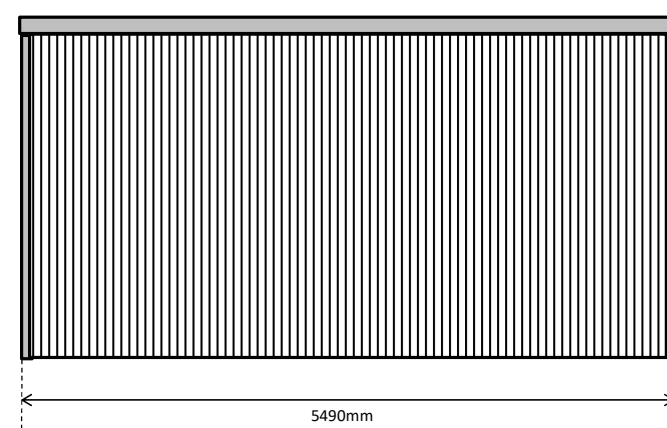
工事場所: 留萌北部森林管理署 1号車庫
住 所: 北海道天塩郡天塩町新栄通6丁目

図面 2

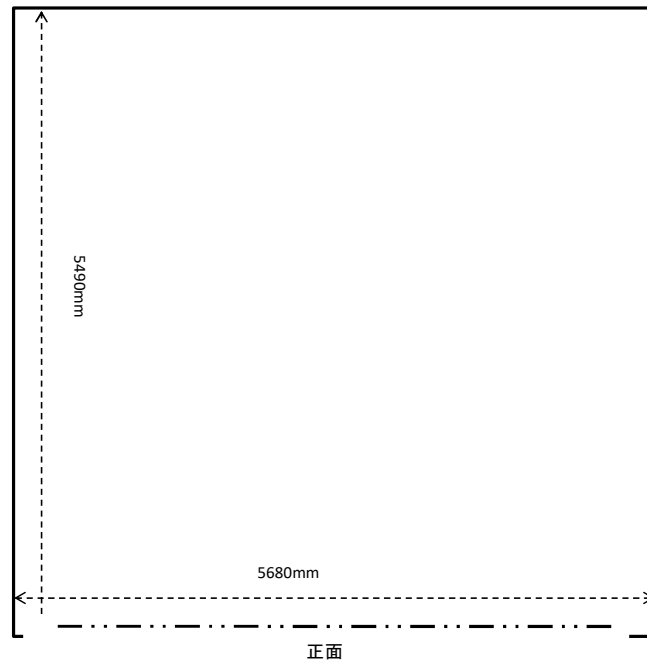
正面図



側面図

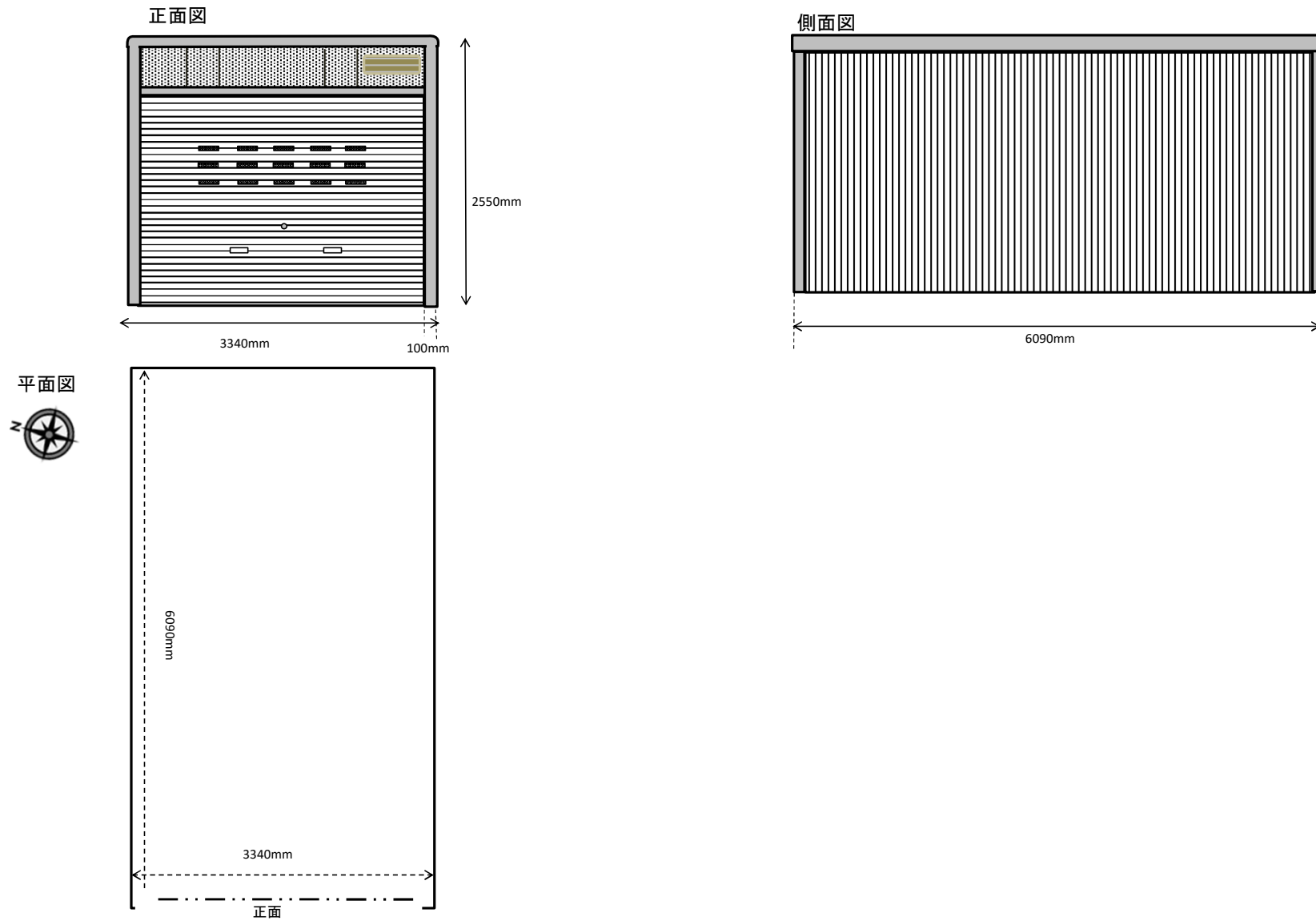


平面図



工事場所: 留萌北部森林管理署 2号車庫
住 所: 北海道天塩郡天塩町新栄通6丁目

図面 3



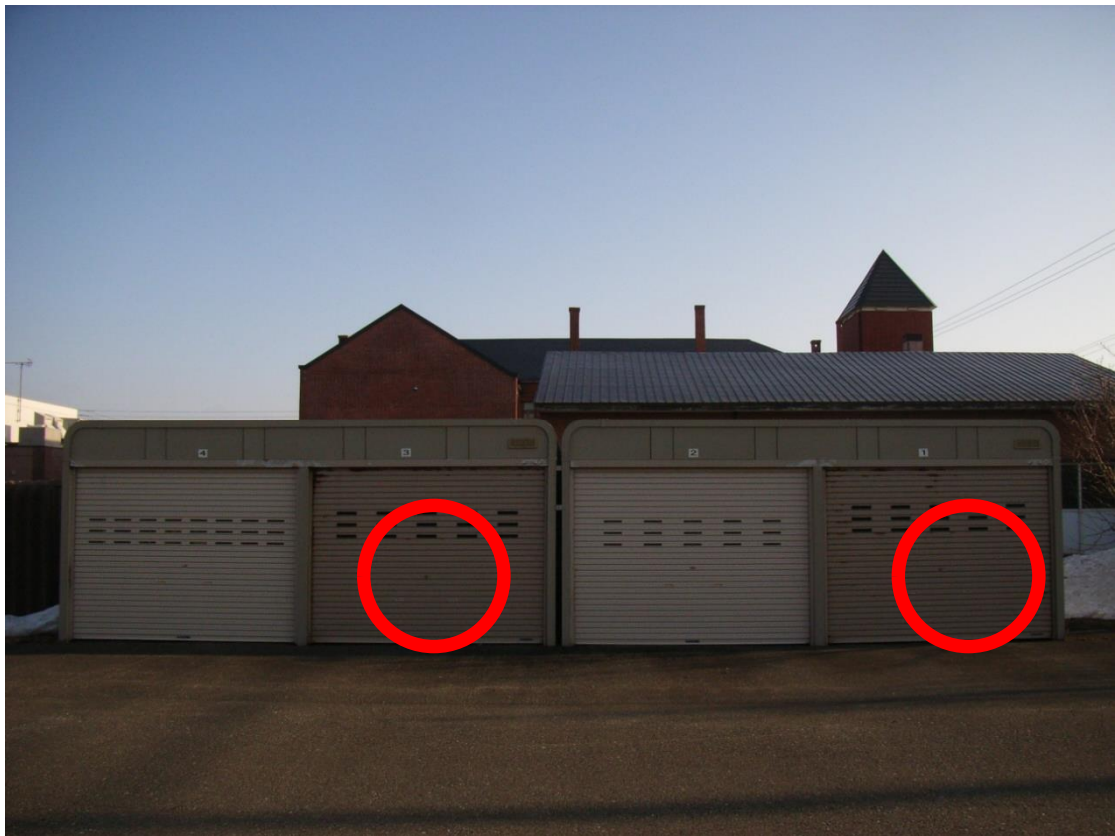
工事場所: 留萌北部森林管理署 5号車庫
住 所: 北海道天塩郡天塩町新栄通6丁目

現況写真1



工事場所:留萌北部森林管理署 右:1号車庫 左:2号車庫
住所:北海道天塩郡天塩町新栄通6丁目 交換箇所:赤○

現況写真2



工事場所:留萌北部森林管理署 右:1号車庫 左:2号車庫
住 所:北海道天塩郡天塩町新栄通6丁目 交換箇所:赤○

現況写真3



工事場所: 留萌北部森林管理署 5号車庫
住所: 北海道天塩郡天塩町新栄通6丁目

現況写真4



工事場所:留萌北部森林管理署 5号車庫
住 所:北海道天塩郡天塩町新栄通6丁目

工 事 請 負 契 約 書 (案)

- 1 工 事 名 留萌北部森林管理署車庫軽量シャッター交換工事
- 2 工 事 場 所 留萌北部森林管理署 北海道天塩郡天塩町新栄通6丁目
- 3 工 期 令和 8年 月 日から
令和 9年 1月 4日まで
- 4 請負代金額 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

- 5 建設発生土の搬出先等 「建設発生土の搬出先仕様書」に定めるとおり [注]
該当なし

[注] この工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、仕様書又は現場説明書に建設発生土の搬出先の名称及び所在地を定める。なお、この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならない。工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。

- 6 解体工事に要する費用等 別紙1のとおり [注]
該当なし

[注] 工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合に限る。

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び北海道森林管理局ホームページ上に掲載している国有林野事業工事請負契約約款（本工事の公告日現在）によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 8年 月 日

発注者 (住所) 北海道天塩郡天塩町新栄通6丁目
分任支出負担行為担当官
(氏名) 留萌北部森林管理署長 荒川 和也 印

受注者 (住所) ○○郡○○町○○
○○○○株式会社
(氏名) 代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

別紙1（建物以外の場合）

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

1 分別解体等の方法

工程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

（注）分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

2 解体工事に要する費用（直接工事費） 円（税抜き）

（注）・解体工事の場合のみ記載する。

- ・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
- ・仮設費及び運搬費は含まない。

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

建設資材廃棄物の 種 類	施 設 の 名 称	所 在 地

（注）建設現場において再資源化する場合については、記載不要。

4 再資源化等に要する費用（直接工事費） 円（税抜き）

（注）運搬費を含む。

仕 様 書
(留萌北部森林管理署車庫軽量シャッター交換工事)

1 総則

- (1) 受注者は、本請負契約の履行については、契約条件によるほか、本仕様書に基づいて行うこと。
- (2) 仕様書、内訳書、図面等に記載されていない事項については、監督職員と協議のうえ決定すること。
- (3) 本請負契約の履行にあたっては、すべて誠実を旨とし、かつ履行の細部については監督職員の指示に従わなければならない。
- (4) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号)」に基づき、分別解体等の実施が義務付けられた工事である。
- (5) 受注者は排出事業者として、本工事に伴い発生する廃棄物について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)」に沿って適正に処理すること。

2 工事要領

- (1) 工事内容は別紙「工事費内訳書」のとおり。
- (2) 受注者は、監督職員と事前に工程調整を行うとともに、敷地周辺への騒音・振動対策等に努めること。
- (3) 工事施工写真の提出
工事の施工状況について、施工前、施工中、施工後の写真を撮影し提出すること。
なお、表紙に工事名、工事期間を記入し、撮影箇所等を明示すること。
- (4) マニフェスト（産業廃棄物管理票）の提出
本工事に伴い発生した産業廃棄物の処理が終了したことを確認するため、成果品としてマニフェスト（産業廃棄物管理票）の写しを提出すること。

3 その他

- (1) 軽微な変更
軽微な変更を行う場合は、監督職員の指示によること。なお、この場合請負金額の増減は行わない。
- (2) 工事期間の延長
工事期限までに施工を完了することができないと認めるときは、発注者に対して遅滞なくその理由を詳記した書面により工事期間の延長を求め、承認を得なければならない。
- (3) 現場養生等
施工にあたっては、適正に養生・清掃を行うこと。また、日々の作業終了時は資材等の整理整頓と清掃に努めること。

(4) 現場管理

受注者は「労働基準法」「労働安全衛生規則」「消防法」その他関係規則に従って施工管理し、労務の安全・衛生、その他、風水害、火災、盗難、風紀、その他の公害防止に努めること。

(5) 施工に当たり疑義が生じたときは、監督職員の指示を受けこれに従うこと。

工事費内訳書

工事名：留萌北部森林管理署車庫軽量シャッター交換工事

名称		規格	数量	単位	金額	備考
1	工事費					
	1号車庫軽量シャッター交換	カスケードガレージ仕様				
	手動軽量シャッター	右側、W2,610 H2,000	1.00	連		
	工事費		1.00	連		
	取外し（産廃処理）	マニフェスト要	1.00	連		
	搬入費		1.00	式		
	2号車庫軽量シャッター交換	カスケードガレージ仕様				
	手動軽量シャッター	右側、W2,610 H2,000	1.00	連		
	工事費		1.00	連		
	取外し（産廃処理）	マニフェスト要	1.00	連		
	搬入費		1.00	式		
	5号車庫軽量シャッター交換	カスケードガレージ仕様				
	手動軽量シャッター	W3,610 H2,000	1.00	連		
	工事費		1.00	連		
	取外し（産廃処理）	マニフェスト要	1.00	連		
	搬入費		1.00	式		
2	諸経費		1.00	式		
	消費税		10	%		
	工事費 総合計					